

公立大学法人広島市立大学理事長選考会議規程

平成23年7月27日

規程 第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学定款（以下「定款」という。）第10条第6項の規定に基づき、同条第3項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議の運営等に関し必要な事項

(構成)

第3条 選考会議は、定款第10条第3項に規定する者をもって構成する。

2 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、当該委員の所属する経営協議会又は教育研究評議会において、補欠の委員を速やかに選出しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会の委員としての任期と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が経営協議会又は教育研究評議会の委員でなくなったとき、又は委員が理事長候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上の者が会議に付すべき事項を記載した書面を提出して選考会議の招集を請求したときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に規定する理事長の選考及び同条第3号に規定する理事長の解任は、出席した委員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の選考会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により選考会議に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 選考会議に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。